

令和7年1月  
農業委員会議議事録

開催日：令和7年1月25日（火）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時49分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年11月25日(火)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	欠	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	斎藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和  
統括主幹 上原 誠  
主幹 増田 れみ

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

## 6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時32分

## 9. 会議の内容

事務局長

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

会長

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

おはようございます。お寒うございますというような言葉がやつと合うような寒さになってきました。かなりインフルエンザがはやってるということで、市内の小学校で全校閉鎖だとかいう話も聞きました。うちの仕事場も孫が感染しまして、隔離したのでほかの人にはうつりませんでしたけれども、学校とか保育所、そういうところで特にはやっているので、小さいお子さんがいる家は、一緒に生活していくればどうしたってうつりやすいので、気をつけていただければと思います。

先日の県外視察研修、ご苦労さまでした。視察の内容としては、ある一部の地区で集団で請け負って農地を守る目的で、4人の方でやっているということでした。この辺と違って土地開発とか、そういうことがしにくくい場所なので、そばを作ったり豆を作ったり、米も作っていますが、そんなことで地域の有志が地域を守っているという、そういう法人の話でございました。

宿泊先では、朝ホテルの裏山に本物の野生の熊というものを初めて見ました。小さかったけれども、子熊ということは親もいるのかなと思いました。この辺は山がないから、そんな心配はないのですが、毎日ハンターの話とか、ハンターもお年寄りだから、もうこれからは自衛隊とか警察で、ライフルを使える人が狩猟をするとか報道されてますが、そんな簡単ではないのだという話もありました。やはり経験がないと、なかなか鉄砲を持っていても撃てないというのが実情らしいです。

今日、農業新聞に、さいたま市のクワイの記事が載っていましたけれども、温度が温かいから色乗りが遅いので、やっとこれからこの寒さが續けばクワイの色乗りも出てくると思います。11日頃、他市の坪

堀りをやったのがその時期で、17日の会議でもやったのですが、全体的に越谷もそうですが、やはり寒さが来ないから、若干色の乗りが悪いようです。これから寒くなれば青みが濃くなってくるので、今日みたいな寒さが続くと、やっとクワイ掘りの時期だなという感覚になってしまいます。

何はともあれ寒くなりますので、インフルエンザもはやっております。ぜひとも皆さん、体に十分気をつけていただいて、この暮れを乗り越えていただければと思います。

あと1つ、利根川のほうが水が少なく、飲み水がなくなってしまうので、農業に対して、取水制限がされているということで、先ほど言ったさいたま市のクワイも、水掘りのための水が来ないのだそうです。今まで見に行っていても、すごく豊富に見沼代用水から水が来ているのですけれども、今回は、みんなで一遍に掘る水がないのだそうです。ですから、これから寒くなって、ダムのほうに雨が降ってもらうを期待しないといけません。皆さんも、水は大切ですので、ぜひとも節水して、無駄にしないように心がけていただければと思います。

つまらない話しあしましたけれども、健康に気をつけてみんなで頑張っていきましょう。

それでは、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局長

ありがとうございました。

本日は、白鳥委員より欠席の旨連絡がありましたので、報告いたします。出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から14番の山崎委員、1番の三ツ木委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

統括主幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番から3番について、事務局から説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番から3番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6,024平方メートルです。通作距離は0.85キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は2万1,879平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は2,819.96平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は管理しております。農業従事者は、譲受人1名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について推進委員7番の高島委員、2番について推進委員6番の須賀委員、3番について推進委員4番の林委員よりお願いいたします。

では、1番について高島委員よりお願いいたします。

7番推進委員  
(高島委員)

1番の件について説明します。  
11月10日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畑で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続いて、2番について須賀委員よりお願いいたします。

6番推進委員 (須賀委員)	2番の件についてご説明いたします。 11月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されております。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ありがとうございました。 続いて、3番について林委員よりお願ひいたします。
4番推進委員 (林委員)	3番の件について説明します。 11月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は畠で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はありません。 以上、報告いたします。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全員議長	なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
議長	[挙手全員] 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 続いて、第1号議案の4番は、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席を願います。 (●番 ●●委員退室：午前10時04分)
議長	ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時04分) (再開時刻：午前10時05分)

議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 第1号議案の4番について、事務局から説明願います。
統括主幹	議案書の1ページを御覧ください。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての4番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は7,760平方メートルです。通作距離は3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。 本件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
議長	事務局からは以上です。 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員5番の岡安委員よりお願ひいたします。
5番推進委員 (岡安委員)	4番の件について説明いたします。 11月18日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されております。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題はございません。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全員	なし。
議長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
議長	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。

	(休憩時刻：午前10時07分)
	(●番 ●●委員入室：午前10時07分)
	(再開時刻：午前10時08分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	それでは、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統括主幹	議案書の2ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。
	番号、申請人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび相続した実家建物の敷地の一部の地目が畠であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として管理使用していくことから、適法な敷地にするための申請です。なお、令和7年11月5日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は貸駐車場です。転用理由といたしまして、申請地近くにある保育所の職員が利用している駐車場が地権者の都合により閉鎖されるため、保育所の職員から駐車場として貸してほしいとの強い要望があり、駐車スペースに困っている方に協力できればと考え、申請に及んだものです。
	以上2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適當であると考えます。
	事務局からは以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番について三ツ木委員、2番について豊田委員よりお願ひいたします。

		それでは、1番について三ツ木委員よりお願ひいたします。
1 番 委 員 (三ツ木委員)		1番の件について説明します。 11月14日に現地を確認しております。申請地の現状は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。南側出入口部分を除き、周囲が既設コンクリートブロックで囲われていることから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。
議 長		以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いします。 ありがとうございました。
8 番 委 員 (豊田委員)		2番について豊田委員よりお願ひいたします。 2番の件について説明いたします。 11月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は貸駐車場です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
議 長		以上、ご報告いたします。よろしくお願いします。 ありがとうございました。
全 員		ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 長		なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
議 長		続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は举手を願います。 〔举手全員〕 举手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統 括 主 幹		続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局より説明願います。 議案書の3ページを御覧ください。 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定

についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は親族の住む住宅にも近く、将来高齢の祖母に介護等が必要となったとき、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父の所有する土地を借受けできることになりました。申請地は親族の住む住宅に近く、子育ての支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は運動場（リハビリ施設）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和55年から市内にリハビリテーション病院を運営している法人です。現在、脳梗塞、骨折及び脊髄損傷などによる疾患を改善するリハビリテーションを中心に内科や整形外科などの診療科目がありますが、主たる診療科目のリハビリテーションでは、これまで運動療法を屋内で行っていましたが、より高いリハビリ効果を生むためと患者様のリハビリに対する前向きな気持ちを生じさせるため、屋外での運動メニューを増やしたいと考え、土地を探していたところ、本院駐車場に隣接する土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅で、転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、近隣との関係に問題が発生して、精神的、肉体的に疲弊しており、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の所有地で、高齢になる親族の住む住宅にも近く、

お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は自動車修理工場です。

転用理由といたしまして、譲受人は令和4年に市外に本店を置き、主に自動車修理業を営む法人です。現在、顧客は川口市、越谷市及び都内の法人及び個人の方が多く、川口市の工場では敷地が狭く、さばき切れない状態で、新たに新工場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適當であると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番から4番について瀬尾委員、5番について白鳥委員欠席のため事務局よりお願いいいたします。

それでは1番から4番について瀬尾委員よりお願いいいたします。

1 1 番 委 員  
(瀬尾 委員)

それでは、1番の件についてご説明いたします。  
11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅であります。西側の出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。

同じく11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅であります。西側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

議長 続きまして、3番の件についてご説明いたします。

統括主任 続きまして、4番の件についてご説明いたします。

議長 続きまして、5番について、事務局より説明願います。

白鳥委員欠席のため、事務局より報告させていただきます。

議長 なお、現地については、11月14日に白鳥委員に確認していただいております。申請地の現況は田、転用目的は自動車修理工場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

議長 以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

全員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議長 なし。

全員 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長 続いて、採決を行います。

議長 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

同じく11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畠、転用目的は運動場であります。西側の出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。

同じく11月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅であります。南側出入口部分を除いて、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。  
ありがとうございました。

5番について、事務局より説明願います。

白鳥委員欠席のため、事務局より報告させていただきます。

なお、現地については、11月14日に白鳥委員に確認していただいております。申請地の現況は田、転用目的は自動車修理工場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたしました。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹

続きまして、第3号議案の6番から10番について、事務局より説明願います。

議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から10番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は市内で個人事業主として電気工事及びダクト工事業を営んでいます。現在使用している資材置場の返却を求められており、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は自宅事務所からも程近く、幹線道路からのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和4年に市内に本店を置き、主に電気設備工事業を営む法人です。現在社用車及び資材を自宅敷地に置いていましたが、昨今の建設バブルの影響で業績が伸び、新たに資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地近くには小中学校や商業施設があり、生活環境も整い、実家にも程近く、将来親の面倒や子育ての支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父親の住む実家にも程近く、父に何かあったときにはすぐに駆けつけることができ、子育ての支援等、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和5年に市内に本店を置き、主に中古車販売業を営む法人です。現在、社用車を自宅駐車場に置いていましたが、業績の上昇により社員の増員及び社用車の増車を考え、新たに駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社及び自宅からも程近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので申請に及んだものです。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を6番及び7番については私から、8番について田口委員より、9番及び10番については石塚委員よりお願ひいたします。

では、6番及び7番について私から説明いたします。

6番の件について説明いたします。

11月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は資材置場です。北側出入口部分を除き、周囲を既設コンクリート及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。

同じく11月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲を既設コンクリートブロック及び鉄柵で囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

続いて、8番について、田口委員よりお願ひいたします。

3 番 委 員 (田口委員)	それでは、8番の件について説明します。 11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロックが設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ありがとうございました。 続いて、9番及び10番について、石塚委員よりお願ひいたします。
2 番 委 員 (石塚委員)	9番の件について説明します。 11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び地先ブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれないと判断します。 続きまして、10番の件について説明します。
議 長	11月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畠、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼす恐れないと判断します。 以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
全 員 議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。 なし。 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
議 長	続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたしました。
	続きまして、報告でございます。 事務局より報告願います。

統括主任幹

それでは、報告させていただきます。

議案書の5ページから6ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして議案書の8ページから9ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の10ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回、1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

報告事項は以上です。

議長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、12月25日木曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理

皆様、本日は農業委員会に出席ありがとうございます。季節が急に変わって、冬支度が始まっているところだと思います。来月の総会が、今年最後の総会になります。体に気をつけて、また出席のほうお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

事務局長

ありがとうございました。  
本日の総会はこれにて閉会といたします。  
(閉会時刻：午前10時32分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月25日

議長

署名委員

署名委員